

鹿屋市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

鹿屋市下水道排水設備指定工事店規程（令和２年鹿屋市上下水道事業管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

- ３ 第１項の規定にかかわらず、風水害、地震等の災害その他緊急の事態が発生した場合において、管理者が他市町村管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、他市町村管理者の指定を受けた者を指定工事店とみなすことができる。

附 則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。